

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(都市計画マスタープラン改定準備業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、都市整備部都市計画課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求を満たせる事業者（最優秀者）を選考する。
- (4) 最優秀者に対し第1位契約交渉権が与えられ、市と契約交渉を行うものとする。なお、提案書に虚偽の記載があることが発覚した場合等には、次点者に契約交渉権が与えられる。

3 選考方法

- (1) 参加資格要件及び提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内、準備・片付け各5分間、説明20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を15分間行う。
- (3) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、「4 選考評価基準」を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の採点に基づく採点幅のバラツキを解消するため、採点結果を基に評価順位を各委員毎につけ、その評価順位を事業者別に合算した点数を各事業者の評価点とし、評価点の最も低い者を最優秀者として決定する。（下図参照）
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決戦投票を行い、決定する。

【評価概要】

委員	A社	B社	C社
ア	1位 (100点)	2位 (90点)	3位 (70点)
イ	3位 (60点)	2位 (65点)	1位 (70点)
ウ	2位 (50点)	3位 (40点)	1位 (60点)
評価点計	6点 (1位+3位+2位)	7点 (2位+2位+3位)	5点 (3位+1位+1位)
(結果)	次点		最優秀者

4 選考評価基準

1 参加資格要件（※全ての要件を満たしていない場合は失格とする）	配点
要件（資格要件、実績、見積金額ほか）の全てを満たしている	○
要件を1つでも満たしていない	× (失格)



（参加資格要件が「○」の場合）

2 提案書の作り方、プレゼンテーションについて	配点
提案書は理解しやすく、説得力があるものになっているか。情報やデータの使い方、分析・処理の仕方に優れ、効果的に組み込まれているか。	20 点
要領を得たわかりやすい説明になっているか。質問への応答は適切であるか。時間配分を守り、与えられた時間を有効に使っているか。	
3 提案書の内容について	配点
これまでの同種・類似の業務実績や本業務の実施体制を鑑み、主体的に業務を遂行できると見込まれるか。	80 点
関連する上位計画を理解し、中越圏域で求められる本市の役割や課題を明確にしているか。	
本市の地域性を理解し、的確に現状の把握と分析をしているか。	
立地適正化計画の趣旨を理解し、空き家・低未利用地対策など、市街地のスポンジ化防止に対する提案があるか。	
市街化区域外における土地利用や集落の維持・活性化に対する提案があるか。	
他市町村の先進的な取組みについて、本市の地域性を踏まえた適切かつ複数の提案があるか。	
本市の新計画の構成・とりまとめ方針について、今後 10 年間の社会情勢を見据え、現計画の「ヨコ糸」を修正しているか。オリジナルの提案はあるか。	
効率的で実効性の高い業務スケジュールが計画されており、平成 33 年 3 月に新計画を公表できると見込まれるか。	
4 選考要件における評価	
上記「提案書に内容について」の評価において「0 点」の項目がない	○ ・ × (失格)
最終年度までの年度割事業費は妥当か。	○ ・ × (失格)
総合評価（得点の合計）	100 点
総合順位	位 / 社